

《平成 28 年度》

【第 1 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類	3,4-Dimethoxymethcathinone
2	1-ペンチル-N-(キノリン-8-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	THJ
3	エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類	5F-AEB、 5F-EMB-PINACA
4	メチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類	MDMB-FUBICA

2 知事指定薬物告示日 平成 28 年 6 月 22 日 (水) (埼玉県告示第 838 号)

3 特記事項

(1) 上記 4 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 28 年 7 月 2 日に失効した。

【第 2 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	エチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類	EMB-FUBINACA
2	N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	APP-CHMINACA、 PX-3
3	3-メトキシ-2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類	Mexedrone、 4-MMC-OMe

2 知事指定薬物告示日 平成 28 年 8 月 24 日 (水) (埼玉県告示第 1062 号)

3 特記事項

(1) 上記 3 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 28 年 9 月 3 日に失効した。

【第 3 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	<i>N</i> -(2-フルオロフェニル)-2-メトキシ- <i>N</i> -(1-フェネチルピペリジン-4-イル)アセトアミド及びその塩類	Ocfentanil、 A-3217

2 知事指定薬物告示日 平成 28 年 11 月 1 日 (火) (埼玉県告示第 1437 号)

3 特記事項

(1) 上記 1 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 28 年 11 月 11 日に失効した。

【第 4 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	メチル=2-[1-(シクロヘキシルメチル)-1 <i>H</i> -インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノート及びその塩類	AMB-CHMICA、 MMB-CHMICA
2	2-(4-エトキシ-3, 5-ジメトキシフェニル)エタンアミン及びその塩類	Escaline
3	<i>N</i> -(1-フェネチルピペリジン-4-イル)- <i>N</i> -フェニルフラン-2-カルボキサミド及びその塩類	Furanylfentanyl、 Fu-F

2 知事指定薬物告示日 平成 28 年 12 月 21 日 (水) (埼玉県告示第 1636 号)

3 特記事項

(1) 上記 3 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 28 年 12 月 31 日に失効した。

【第 5 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	2-(2-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン及びその塩類	2-FPM
2	<i>N</i> -(1-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2 <i>H</i> -ピラン-4-イル)メチル]-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	Adamantyl-THPINACA、 ATHPINACA isomer 1
3	<i>N</i> -(2-アダマンチル)-1-[(テトラヒドロ-2 <i>H</i> -ピラン-4-イル)メチル]-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	Adamantyl-THPINACA 2-adamantyl isomer、 ATHPINACA isomer 2

2 知事指定薬物告示日 平成 29 年 2 月 24 日 (金) (埼玉県告示第 247 号)

3 特記事項

(1) 上記 3 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 29 年 3 月 6 日に失効した。

《平成 29 年度》

【第 1 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	2-(メチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン及びその塩類	Deschloroketamine、DXE、DCK
2	1-(4-クロロフェニル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類	4-CMA、p-CMA
3	1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-4CN-BINACA

2 知事指定薬物告示日 平成 29 年 6 月 21 日 (水) (埼玉県告示第 730 号)

3 特記事項

(1) 上記 3 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 29 年 7 月 1 日に失効した。

【第 2 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	1-(5-フルオロペンチル)-N-フェニル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	LTI-701
2	2-(2-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類	2-Fluorodeschloroketamine、2-FDCK
3	3-エチル-2-(3-フルオロフェニル)モルフォリン及びその塩類	3F-Phenetrazine、3-FPE

2 知事指定薬物告示日 平成 29 年 8 月 29 日 (火) (埼玉県告示第 967 号)

3 特記事項

(1) 上記 3 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 29 年 9 月 8 日に失効した。

【第 3 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	2-[2, 5-ジメトキシ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]エタンアミン及びその塩類	2C-TFM
2	メチル=2-(4-フルオロフェニル)-2-(ピペリジン-2-イル)アセテート及びその塩類	4-Fluoromethylphenidate 4F-MPH、4-FMPH

2 知事指定薬物告示日 平成 29 年 10 月 31 日 (火) (埼玉県告示第 1191 号)

3 特記事項

(1) 上記 2 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 29 年 11 月 10 日に失効した。

【第 4 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	アダマンタン-1-イル=1-ペンチル-1 <i>H</i> - インダゾール-3-カルボキシラート及びその 塩類	ACBL(N)-018
2	1-(4-エチルフェニル)- <i>N</i> -(2-メキシ ベンジル)プロパン-2-アミン及びその塩類	4-EA-NBOMe
3	2-[(4-ブロモ-2, 5-ジメキシフェネチル アミノ)メチル]フェノール及びその塩類	25B-NBOH、2C-B-NBOH、 NBOH-2CB

2 知事指定薬物告示日 平成 29 年 12 月 19 日 (火) (埼玉県告示第 1347 号)

3 特記事項

(1) 上記 3 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 29 年 12 月 29 日に失効した。

【第 5 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	<i>N</i> -(4-フルオロフェニル)- <i>N</i> -(1-フェネ チルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド及び その塩類	4F-iBF、4-FIBF、 4-Fluoroisobutyryll fentanyl
2	<i>N</i> -(4-クロロフェニル)- <i>N</i> -(1-フェネチル ピペリジン-4-イル)イソブチルアミド及びその 塩類	4Cl-iBF、 4-Chloroisobutyryl fentanyl
3	<i>N</i> -(1-フェネチルピペリジン-4-イル)- <i>N</i> - フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミ ド及びその塩類	Tetrahydrofuranlyl fentanyl、 THF-F
4	<i>N</i> -(2-メキシベンジル)- <i>N</i> -メチル-1- (4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及び その塩類	4-MMA-NBOMe
5	1-(3, 5-ジメキシ-4-プロポキシフェニ ル)プロパン-2-アミン及びその塩類	3C-P

2 知事指定薬物告示日 平成 30 年 2 月 28 日 (水) (埼玉県告示第 172 号)

3 特記事項

(1) 上記 5 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 30 年 3 月 10 日に失効した。

《平成 30 年度》

【第 1 回】

1 物質の概要

	名称	通称名
1	2-メキシ- <i>N</i> -フェニル- <i>N</i> -[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]アセタミド及びその塩類	Methoxyacetyl fentanyl
2	2-([2-(4-ヨード-2,5-ジメキシフェニル)エチル]アミノ)メチル)フェノール及びその塩類	25I-NBOH

2 知事指定薬物告示日 平成 30 年 6 月 20 日 (水) (埼玉県告示第 701 号)

3 特記事項

(1) 上記 2 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 30 年 6 月 30 日に失効した。

【第 2 回】

2 審議物質の概要

	名称	通称名
1	2-(エチルアミノ)-2-フェニルシクロヘキサン-1-オン及びその塩類	Deschloro-N-ethyl-ketamine、 2-Oxo-PCE、O-PCE
2	メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1 <i>H</i> -インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノール及びその塩類	5F-MDMB-PICA

2 知事指定薬物告示日 平成 30 年 8 月 22 日 (水) (埼玉県告示第 919 号)

3 特記事項

(1) 上記 2 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 30 年 9 月 1 日に失効した。

【第 3 回】

1 物質の概要

	名称	通称名
1	<i>N</i> -エチル-1-(3-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	3-FEA、3-fluoroethamphetamine
2	<i>N</i> -エチル-1-(4-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	4-FEA、4-fluoroethamphetamine
3	<i>N</i> -フェニル- <i>N</i> -[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロプロパンカルボキサミド及びその塩類	Cyclopropyl fentanyl

2 知事指定薬物告示日 平成 30 年 11 月 14 日 (水) (埼玉県告示第 1215 号)

3 特記事項

(1) 上記 3 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 30 年 11 月 24 日に失効した。

【第 4 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	2-([2-(4-エチル-2, 5-ジメトキシフェニル)エチル]アミノ)メチル)フェノール及びその塩類	25E-NBOH、2C-E-NBOH
2	3-[1-(1-ピペリジニル)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類	3-HO-PCP、3-OH-PCP、 3-Hydroxy-PCP
3	キノリン-8-イル=1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシラート及びその塩類	NPB-22

2 知事指定薬物告示日 平成 30 年 12 月 19 日 (水) (埼玉県告示第 1316 号)

3 特記事項

(1) 上記 3 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 30 年 12 月 29 日に失効した。

【第 5 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	N-(2-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]プロパンアミド及びその塩類	Ortho-fluorofentanyl、 2-Fluorofentanyl、 o-fluorofentanyl
2	N-(4-メトキシフェニル)-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]ブタンアミド及びその塩類	p-Methoxy-butyrlylfentanyl、 Paramethoxybutyrfentanyl、 4-Methoxybutyrfentanyl、 4-MeO-BF
3	N-エチル-1-(2-フルオロフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類	2-FEA、 2-fluoroethamphetamine
4	N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類	ADB-CHMICA

2 知事指定薬物告示日 平成 31 年 2 月 19 日 (火) (埼玉県告示第 134 号)

3 特記事項

(1) 上記 4 物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って平成 31 年 3 月 1 日に失効した。

《令和元年度》

【第1回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	<i>N</i> -エチル-1-(3-メキシフェニル)シクロヘキサン-1-アミン及びその塩類	3-MeO-PCE
2	1-(4-シアノブチル)- <i>N</i> -(2-フェニルプロパン-2-イル)-1 <i>H</i> -ピロロ[2,3- <i>b</i>]ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類	CUMYL-4CN-B7AICA

2 知事指定薬物告示日 令和元年6月13日(木)(埼玉県告示第146号)

3 特記事項

(1) 上記2物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和元年6月23日に失効した。

【第2回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	<i>N</i> -フェニル- <i>N</i> -[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類	Cyclopentyl fentanyl
2	5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1 <i>H</i> -ピリド[4,3- <i>b</i>]インドール-1-オン及びその塩類	CUMYL-PEGACLONE
3	5-(5-フルオロペンチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1 <i>H</i> -ピリド[4,3- <i>b</i>]インドール-1-オン及びその塩類	5F-CUMYL-PEGACLONE

2 知事指定薬物告示日 令和元年8月29日(木)(埼玉県告示第919号)

3 特記事項

(1) 上記3物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和元年9月8日に失効した。

【第3回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	1-(ベンゾフラン-6-イル)- <i>N</i> -エチルプロパン-2-アミン及びその塩類	6-EAPB
2	1-(ベンゾフラン-4-イル)- <i>N</i> -エチルプロパン-2-アミン及びその塩類	4-EAPB
3	(1-シクロヘキシルメチル-1 <i>H</i> -インドール-	NE-CHMIMO、

3-イル)(ナフタレン-1-イル)メタン及びその塩類	JWH-018 cyclohexylmethyl derivative、CHM-018
----------------------------	---

2 知事指定薬物告示日 令和元年11月14日(木)(埼玉県告示第662号)

3 特記事項

(1) 上記3物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和元年11月24日に失効した。

【第4回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	メチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1 <i>H</i> -インドール-3-カルボキサミド]-3-フェニルプロパノアート及びその塩類	MPhP-2201、 MPHP-2201
2	2-(ブチルアミノ)-1-(4-クロロフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類	4-Chloro-N-butylcathinone
3	3-[1-(エチルアミノ)シクロヘキシル]フェノール及びその塩類	3-HO-PCE

2 知事指定薬物告示日 令和元年12月17日(火)(埼玉県告示第797号)

3 特記事項

(1) 上記3物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和元年12月27日に失効した。

【第5回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類	4F-MDMB-BINACA
2	<i>N</i> -[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]- <i>N</i> -フェニルペンタンアミド及びその塩類	Valeryl fentanyl
3	(8 <i>R</i>)-1-アセチル- <i>N</i> , <i>N</i> -ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド及びその塩類	ALD-52、 1-Acetyl-LSD
4	1-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ペンタン-1-オン及びその塩類	<i>N</i> -Butylpentylone

2 知事指定薬物告示日 令和2年2月28日(金)(埼玉県告示第156号)

3 特記事項

(1) 上記4物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和2年3月9日に失効した。

《令和2年度》

【第1回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	4-メチル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類	α -PiHP、 α -PHiP
2	N-{1-[2-(フラン-2-イル)エチル]ペペリジン-4-イル}-N-フェニルプロパンアミド及びその塩類	Furanylethylfentanyl、FUEF
3	2-(2,5-ジメトキシ-4-メチルフェニル)-2-メトキシエタンアミン及びその塩類	BOD、 β -METHOXY-2C-D
4	N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ペペリジン-4-イル]-2-メチルプロパンアミド及びその塩類	Isobutyrylfentanyl
5	[1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-イル](4-メトキシナフタレン-1-イル)メタン及びその塩類	CHM-081

2 知事指定薬物告示日 令和2年8月26日(水)(埼玉県告示第146号)

3 特記事項

(1) 上記5物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和2年9月5日に失効した。

【第2回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	メチル=3,3-ジメチル-2-[1-(ペンタ-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類	MDMB-4en-PINACA
2	1-{2-メチル-4-[(E)-3-フェニルプロパー-2-エン-1-イル]ペペラジン-1-イル}ブタン-1-オン及びその塩類	2-methyl-AP-237
3	N,N-ジエチル-2-{[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類	Isotonitazene

2 知事指定薬物告示日 令和2年11月19日(木)(埼玉県告示第1335号)

3 特記事項

(1) 上記3物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和2年11月29日に失効した。

【第3回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	エチル＝2－[1－(5－フルオロペンチル)－1 <i>H</i> －インダゾール－3－カルボキサミド]－3, 3－ジメチルブタノアート及びその塩類	5F－EDMB－PINACA
2	メチル＝[1－(4－フルオロベンジル)－1 <i>H</i> －インドール－3－カルボキサミド]－3－メチルブタノアート及びその塩類	AMB－FUBICA、MMB－FUBICA
3	(8 <i>R</i>)－1－(シクロプロパンカルボニル)－ <i>N</i> , <i>N</i> －ジエチル－6－メチル－9, 10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキサミド及びその塩類	1cP－LSD
4	メチル＝3－メチル－2－[1－(ペント－4－エン－1－イル)－1 <i>H</i> －インドール－3－カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類	MMB－022、AMB－4en－PICA、MMB－4en－PICA

2 知事指定薬物告示日 令和3年1月22日(金)(埼玉県告示第98号)

3 特記事項

(1) 上記4物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和3年2月1日に失効した。

【第4回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	<i>N</i> －(1－アミノ－3, 3－ジメチル－1－オキソブタン－2－イル)－1－ブチル－1 <i>H</i> －インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類	MPhP－2201、MPHP－2201
2	1－[1－(3－フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	4－Chloro－ <i>N</i> －butylcathinone
3	3－{2－[エチル(プロピル)アミノ]エチル}－1 <i>H</i> －インドール－4－イル＝アセテート及びその塩類	3－HO－PCE
4	エチル＝(<i>R</i>)－2－(4－フルオロフェニル)－2－[(<i>R</i>)－ピペリジン－2－イル]アセテート、エチル＝(<i>S</i>)－2－(4－フルオロフェニル)－2－[(<i>S</i>)－ピペリジン－2－イル]アセテート及びそれらの塩類	<i>threo</i> －4－Fluoroethylphenidate
5	エチル＝(<i>R</i>)－2－(4－フルオロフェニル)－2－[(<i>S</i>)－ピペリジン－2－イル]アセテート、	<i>erythro</i> －4－Fluoroethylphenidate

エチル＝(S)－2－(4－フルオロフェニル)－ 2－[(R)－ピペリジン－2－イル]アセテート及 びそれらの塩類	
--	--

2 知事指定薬物告示日 令和3年3月15日（月）（埼玉県告示第797号）

3 特記事項

（1）上記5物質は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和3年3月25日に失効した。